

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年 3 月25日
【会社名】	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
【英訳名】	D.Western Therapeutics Institute, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日高 有一
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番11号
【電話番号】	052 - 218 - 8785
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 さや子
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番11号
【電話番号】	052 - 218 - 8785
【事務連絡者氏名】	取締役 松原 さや子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 199,996,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,150,500株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 上記普通株式（以下「本新株式」といいます。）は、2026年3月25日開催の当社取締役会決議により発行を決議しております。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,150,500株	199,996,500	99,998,250
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	2,150,500株	199,996,500	99,998,250

（注）1 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は99,998,250円であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
93	46.5	100株	2026年4月10日（金）	-	2026年4月10日（金）

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 当社は、千寿製薬株式会社（以下「割当予定先」又は「千寿製薬」といいます。）との間で本新株式に係る総数引受契約を本有価証券届出書の効力発生後に締結します。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該割当予定先に係る本新株式の発行は行われないこととなります。なお、本新株式の募集は、第三者割当の方式による本新株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）と並行して行われる、当社と千寿製薬との間の資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）とあわせて実施するものであり、当社と割当予定先との間で、2026年3月25日付で緑内障治療剤「H-1337」（以下「H-1337」といいます。）に関するオプション契約（以下「本オプション契約」といいます。）を締結いたしました。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
- 4 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 5 申込方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 経営管理部	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱ＵＦＪ銀行 名古屋駅前支店	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
199,996,500	5,000,000	194,996,500

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、反社調査費用及び変更登記費用等）の合計であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額194百万円については、下記表記載の資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
「H-1337」の開発資金	194	2026年5月～2027年12月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、安全性の高い預金口座等にて運用・管理する計画です。

本第三者割当は、割当予定先との資本業務提携を目的としたものであり、上記表中の資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。

「H-1337」の開発資金

「H-1337」は、米国後期第 相臨床試験まで終了しており、現在、第12回新株予約権及び第13回新株予約権で調達した資金の一部を使用して、米国第 相臨床試験の準備を進めております。一方、日本においても、本資本業務提携のもと当社が臨床試験を行うこととなります。本資金は、日本における非臨床追加試験のための準備資金に充当する予定であります。

具体的には、日本においては第 相臨床試験から開始することを計画しており、当局との相談を通じて、これまで米国で実施してきた臨床試験データ及び第 相臨床試験のために準備しているデータの活用可能性を確認するとともに、日本の規制要件に適合する各種試験及び治験実施体制の構築等を進めるための費用として充てたいします。なお、本資金は国内での開発資金の一部となります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要	名称		千寿製薬株式会社
	本店の所在地		大阪府大阪市中央区瓦町三丁目1番9号
	直近の有価証券報告書等の提出日		有価証券報告書 事業年度 第84期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月30日近畿財務局長に提出
			半期報告書 事業年度 第85期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年12月19日近畿財務局長に提出
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2026年2月28日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (2026年2月28日現在)	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術関係		該当事項はありません。
	取引関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2026年3月25日)現在のものであります。

c．割当予定先の選定理由

本資本業務提携の理由

当社は、「日本発の画期的な新薬を世界へ」というビジョンのもと、医薬品の研究開発を行っている創薬バイオベンチャーです。2014年に当社初の上市品(「グラナテック(一般名:リバスジル塩酸塩水和物)」)が誕生し、それ以降は、『パイプラインの拡充』を進めております。その中で、近年特に注力している開発パイプラインとして、「H-1337」があります。

「H-1337」は、当社が創製したマルチキナーゼ阻害剤です。「H-1337」は、2024年に行った米国後期第 相臨床試験において、良好な結果が得られており、現在、次相に向けた準備を進めております。

一方、「H-1337」の今後の価値最大化には、販売、開発を担う適切なパートナーの探索、日本・欧州での開発による製品の大型化が必要と考えており、これらの達成のため前年度よりライセンス活動を積極的に行っておりまして(「H-1337」の価値最大化の内容については、2026年2月13日公表「事業計画及び成長可能性に関する事項」の42～43ページをご参照ください。)。

こうした状況の下、眼科領域に強みを持つ千寿製薬との協議を重ね、本資本業務提携に至りました。当社としては、本資本業務提携を行うことが、「H-1337」の事業価値を実証する重要なマイルストーンになると考えており、また、後記「業務提携の内容」にて定義・説明するオプション契約の対象地域である日本市場から開発を進めることが、「H-1337」の価値を効率的に高める選択肢になり得ると判断しております。そのため、本資本業務提携を機に、当社は日本での開発を優先する方針に転換いたします。なお、米国第 相臨床試験については、開始時期を未定と変更し日本の開発状況を踏まえて改めて開始時期を検討してまいります。

本資本業務提携においては、千寿製薬は当社の「H-1337」の日本での開発を支援するとともに当社株式を取得することになります。また、当社は眼科領域に強みをもつ千寿製薬との関係強化を図り、調達資金を「H-1337」の開発費へと充当し、「H-1337」の早期上市を推進してまいります。

当社は引き続き「パイプラインの拡充」を進め、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上を目指してまいります。

業務提携の内容

当社は、2026年3月25日付で、千寿製薬との間で本オプション契約を締結いたしました。

本オプション契約締結により、千寿製薬は、当社が実施する「H-1337」の臨床試験の結果等を踏まえ、「H-1337」について緑内障を含む全ての眼科疾患を対象として、以下の「オプション契約の概要」に記載のテリトリーにおける独占的研究開発及び商業化権を取得するオプション権を獲得いたします。

オプション契約の概要

項目	内容
対象疾患	緑内障を含む全ての眼科疾患
テリトリー	日本、中国（香港、マカオ、台湾を含む）、韓国、ASEAN加盟国及びその他一部地域
権利	「H-1337」のライセンス契約に移行する権利
先買権	当社は、千寿製薬に対し、テリトリー以外の国・地域において先買権を与える
役割	当社 ・「H-1337」の日本における第 Ⅲ相臨床試験の実施 千寿製薬 ・当社の臨床試験の支援

資本提携の内容

当社は、本オプション契約締結に伴い、千寿製薬から約2億円相当の出資を受け入れ、当社普通株式2,150,500株（2025年12月31日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数の3.96%（小数点以下第3位を切り捨て。）、2025年12月31日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の議決権総数の3.96%（小数点以下第3位を切り捨て。））を割り当てます。また、千寿製薬は当社株式を長期的に保有する方針であり、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。当社は、千寿製薬から、千寿製薬が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 2,150,500株

e．株券等の保有方針

割当予定先は、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。また、当社と割当予定先との間で締結した本新株式に係る投資契約（以下「本投資契約」といいます。）において、割当予定先は、払込期日から6ヶ月間を経過するまでの間、当社の取締役会の決議に基づく承認がない限り、本新株式の第三者への譲渡、担保提供その他の処分を行ってはならない旨が定められております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の第85期半期報告書（2025年12月19日提出）における連結財務諸表に記載の総資産、純資産並びに現金及び現金同等物の状況を確認した結果、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先、その役員及びその主要な株主について第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（代表者：中村勝彦、住所：東京都目黒区上目黒四丁目26番4号）に調査を依頼しました。その結果、割当予定先、その役員及びその主要な株主について、反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、割当予定先、その役員及びその主要な株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断し、割当予定先、その役員及び主要な株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本投資契約において、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e．株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、払込期日から6ヶ月間を経過するまでの間、当社の事前の取締役会の決議に基づく承認がない限り、本新株式の第三者への譲渡、担保提供その他の処分を行ってはならない旨の条項が定められております。

3【発行条件に関する事項】

（1）発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年3月24日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値である94円を基準とし、当該金額に対し1%のディスカウントをした93円（1円未満端数切り捨て）としました。これは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。また、ディスカウント率については、当社と割当予定先との間で、割当の規模、当社の株式の過去一定期間の株価、流動性等を総合的に勘案し、割当株式数及び合理的な払込金額について協議した結果、合意したものです。割当予定先からの日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付。以下「日証協指針」といいます。）に準拠する10%を超えない範囲でのディスカウントの要望について、当社といたしましては、本第三者割当の実施の必要性和割当予定先の保有期間中の株価下落リスクも考慮し、払込金額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れました。

なお、当該払込金額93円につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年3月24日）までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値99円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対し6.06%のディスカウント（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値100円に対し7.00%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値103円に対し9.71%のディスカウントとなります。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株式の払込金額の決定方法は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、また、日証協指針に準拠したものであるため、当該決定方法により決定された本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実認められないという趣旨の意見を書面により受領しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当における新規発行株式数は2,150,500株（議決権数21,505個）であり、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）54,251,426株（議決権総数542,417個）を分母とする希薄化率は3.96%（議決権ベースでの希薄化率は3.96%）に相当します。

しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、割当予定先は当社株式を長期的に保有する方針であり、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日高 有一	愛知県名古屋市中	5,150,600	9.50	5,150,600	9.13
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	2,311,900	4.26	2,311,900	4.10
千寿製薬株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目1番9号	-	-	2,150,500	3.81
MSIP CLIENT SECURITIES	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K.	1,130,200	2.08	1,130,200	2.00
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	885,918	1.63	885,918	1.57
株式会社ミートプランニング	群馬県高崎市倉賀野町3199-1	850,000	1.57	850,000	1.51
日高 万由子	兵庫県芦屋市	730,000	1.35	730,000	1.29
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	592,300	1.09	592,300	1.05
日高 弘義	愛知県名古屋市中	428,800	0.79	428,800	0.76
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2-10号	360,500	0.66	360,500	0.64
計	-	12,440,218	22.93	14,590,718	25.87

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2025年12月31日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本新株式の発行数である2,150,500株及び当該株数に係る議決権数(21,505個)を加算した数に基づき算出しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項なし

第 2 【統合財務情報】

該当事項なし

第 3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付
子会社との重要な契約）】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期、提出日2026年 3 月23日）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年 3 月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年 3 月25日）現在において変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2．資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期、提出日2026年 3 月23日）に記載された「第一部 企業情報 第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年 3 月25日）までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2026年 3 月23日 ~ 2026年 3 月25日 （注）	20,000	54,686,712	835	716,063	835	1,340,759

（注） 第13回新株予約権の行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第28期）	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日	2026年 3 月23日 東海財務局長に提出
---------	----------------	----------------------------------	---------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の 2 に規定する開示用電子情報処理組織（ E D I N E T ）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 3 月23日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 輪 大 資

< 連結財務諸表監査 >
監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、医薬品開発を主業務としており、研究開発費用が収益に先行して発生する等の事業特性上の理由から、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生している。そのため、会社は、当連結会計年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していると判断している。 このような状況の解消を図るべく、会社は、保有する開発パイプラインの順調な開発進捗による早期上市、開発パイプラインの拡充による更なる収益機会の獲得を進め、さらに、現在実施している資金調達を進めることにより研究開発に必要な資金を確保するとともに、必要に応じて新たな資金調達等の実施を検討し、これらを反映した資金計画を策定している。また、当連結会計年度における資金面では、継続的なロイヤリティ収入及び開発費用のコントロール並びに主力金融機関からの借入れ、第三者割当による新株予約権の発行及び割当先による行使等、適時に実施している資金調達により、当連結会計年度末において1,709百万円の現金及び預金残高を有している。そのため、会社は、当面の事業活動を展開するための資金は確保できていると判断し、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。 医薬品開発は、想定通りに開発が進められるとは限らず、資金計画に含まれる将来のロイヤリティ収入や研究開発費用の見込み等の重要な仮定には経営者による判断を伴い、見積りの不確実性が含まれるため、当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者の評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 年度を通じて経営者との討議を実施し、予算と実績の分析、開発パイプラインの進捗状況、資金繰りの状況、翌連結会計年度の経営状況等について検討した。 ・ 取締役会で承認された資金計画と事業計画との整合性を検証した。また、過年度の資金計画及び事業計画と実績との比較分析を行い、計画策定における見積りプロセスの有効性を評価した。 ・ 資金計画について、経営者に質問するとともに、以下の手続を実施した。 - 開発パイプライン別のロイヤリティ収入及び研究開発費用の実績と将来の発生見込みを比較し、資金計画に含まれるこれらの収益及び費用の見積りが妥当かどうかを検討した。 - 経営者が作成した資金計画に一定の不確実性を反映し、翌連結会計年度の事業活動を展開する資金が十分に確保できているかどうかを批判的に検討した。 - 期末日から一箇月後の月末における現金及び預金残高について、資金計画における予測残高と実績を比較した。 ・ 期末日における預金残高について、残高確認により実在性を検討した。

ロイヤリティ収入の収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社の当連結会計年度における売上高は387,620千円であり、そのほとんどがロイヤリティ収入である。 ロイヤリティ収入は、上市後の自社創製品及び導入品について、ライセンスアウト先の企業の売上高の一定比率を受領する収入であり、ライセンスアウト先の企業との契約内容に基づいて、ライセンスアウト先の企業から報告される売上高に一定比率を乗じて算定され、手作業により会計システムに売上高として計上される。「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3．会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、会社は、ライセンスアウト先の企業において自社創製品及び導入品が販売された時点で収益を認識している。 また、一部のロイヤリティ収入については、ライセンスアウト先の企業の諸経費を売上高から控除して算定されるが、ライセンスアウト先の企業の諸経費の実績が適時に入手できないことから、過去の実績に基づく売上高に対する諸経費の概算割合を用いて見積諸経費を算定している。 ロイヤリティ収入は連結売上高に占める割合が高く、利害関係者が会社の業績を判断する際に重要な影響を及ぼす事項であるため、当監査法人は、ロイヤリティ収入の収益認識が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、ロイヤリティ収入の収益認識を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・ 収益認識プロセスに係る内部統制を理解し、その整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・ 個々のロイヤリティ収入について、契約書等を閲覧して算定の基礎となる一定比率を確かめ、これがロイヤリティ収入の算定に適切に用いられているかどうかを検証した。 ・ ライセンスアウト先の企業からの報告を閲覧し、報告された売上高とロイヤリティ収入の算定に用いられた売上高を照合してロイヤリティ収入の正確性を確かめるとともに、ライセンスアウト先の企業の売上時期とロイヤリティ収入の計上時期が整合しているかどうかを検証した。 ・ 個々のロイヤリティ収入の計上額を再計算した。外貨換算がある場合は、適用された換算レートが適切かどうかを検証した。 ・ 監査期間中に入金実績のあるロイヤリティ収入について、ロイヤリティ収入の計上額と入金実績額を照合した。 ・ ロイヤリティ収入に関する売掛金について、期末日を基準とした残高確認を実施し、売掛金残高とライセンスアウト先の企業からの回答情報との整合性を確かめた。 ・ 一部のロイヤリティ収入の算定に用いられる見積諸経費について、過去の実績に基づく諸経費の概算割合と、ライセンスアウト先の企業から報告された売上高と諸経費の直近の実績に基づく割合を比較することにより、見積諸経費の算定に関する経営者の見積りプロセスの有効性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 3 月23日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 輪 大 資

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2025年1月1日から2025年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する経営者の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

ロイヤリティ収入の収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ロイヤリティ収入の収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場

合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。